

市民ポストをご利用ください

市では、市民の皆さんと行政をつなぐため、市内30か所に「市民ポスト」を設置しています。市や関係機関への文書や意見・要望などを市に届けたい方はご利用ください。

※市民ポストには、重要なもの(現金などの貴重品、申請書、個人情報など記載されているもの)は盗難、水濡れなどの危険がありますので、入れないでください。



▽設置場所 表のとおり

※詳しくは、市民ホームページをご覧ください。

▽問合せ 市長公室

表 市民ポスト設置場所

1	秋川駅(秋川駅自由通路改札前)
2	武蔵引田駅(武蔵引田駅券売機脇)
3	楓ヶ原公園(楓ヶ原公園入口横)
4	西秋留小学校前(あきる野市消防団第三分団第二部駐車場脇)
5	いきいきセンター(いきいきセンター正面入り口右脇)
6	鳥居場会館(鳥居場会館入口左脇)
7	小川会館(小川会館入口脇)
8	秋川農協東秋留支店前(秋川農協東秋留支店敷地左脇)
9	東秋留駅(東秋留駅券売機脇)
10	中央公民館(中央公民館入口左脇)
11	草花台会館(草花台会館駐車場入口脇)
12	折立団地入口(折立団地入口町内会掲示板脇)
13	秋川農協多西支店前(秋川農協多西支店駐車場入口脇)
14	御堂会館(御堂会館入口脇)
15	菅生下会館(菅生下会館前)
16	尾崎会館(宝蔵寺・尾崎観音入口脇)
17	瀬戸岡神明保育園(瀬戸岡神明保育園脇)
18	武蔵五日市駅(武蔵五日市駅観光情報ブース脇)
19	武蔵増戸駅(武蔵増戸駅入口脇)
20	山田会館(山田会館入口脇)
21	五日市ファインプラザ(五日市ファインプラザ入口脇)
22	増戸会館(増戸会館入口脇)
23	五日市図書館(五日市図書館入口脇)
24	五日市郷土館(五日市郷土館入口脇)
25	小和田会館(小和田会館入口脇)
26	留原会館(留原会館入口脇)
27	下館谷自治会館(下館谷自治会館入口脇)
28	戸倉会館(戸倉会館入口脇)
29	小宮会館(小宮会館入口脇)
30	福寿公園(福寿公園入口脇)

手当や医療費助成の手続きはお済みですか

乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの要件に該当する方は、申請することで、手当や医療費の助成が受けられます。

※現在受給している方は、市から送付する現況届(年度更新手続き)を提出してください。

▽児童手当

●対象：中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の児童を監護している方

●手当額(月額)

- ※0歳～3歳未満(一律)：1万5千円
- ※3歳～小学校修了前(第1子・第2子)：1万円
- ※3歳～小学校修了前(第3子以降)：1万5千円
- ※中学生(一律)：1万円

※所得制限限度額以上の方(一

▽児童扶養手当

●対象：障がいのある20歳未満か18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童(児童福祉施設に入所している方を除く)を監護している父、母か養育者

●手当額(月額)

- ※父か母が死亡した児童
- ※父か母が重度の障がいのある児童
- ※父か母が生死不明の児童

▽児童育成手当(育成手当)

●対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、児童扶養手当の対象である児童を監護している方

●手当額(月額)

- ※全部支給：4万2500円
- ※一部支給：4万2490円
- ※第2子加算額：全部支給1万40円、一部支給1万30円
- ※第3子以降加算額：全部支給6020円、一部支給6010円
- ※4月分から改定されました。

※所得などで支給停止になることがあります。

●支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)

▽特別児童扶養手当

●対象：20歳未満で心身に障がいがある児童を監護している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいを理由とする年金を受給している方を除く)

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～2級程度の児童

●「脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童」

●手当額(月額)：児童1人につき1万5500円

▽ひとり親家庭等医療費助成制度

●対象：20歳未満で心身に障がいがある児童を監護している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいを理由とする年金を受給している方を除く)

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～3級および4級の児童

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●手当額(月額)：5万1700円

●手当等級2級：3万4430円

※4月分から改定されました。

※所得制限があります。

●支給月：4月、8月、11月

▽義務教育就学児医療費助成制

●対象：乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、各種健康保険に加入している方を助成します。

●対象：児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方

●乳幼児医療費助成制度 医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

▽申請・問合せ

子ども政策課

※所得制限があります。

●支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～3級程度の児童

●「脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童」

●手当額(月額)：児童1人につき1万5500円

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～3級および4級の児童

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●手当額(月額)：5万1700円

●手当等級2級：3万4430円

※4月分から改定されました。

※所得制限があります。

●支給月：4月、8月、11月

●対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、児童扶養手当の対象である児童を監護している方

●手当額(月額)

- ※全部支給：4万2500円
- ※一部支給：4万2490円
- ※第2子加算額：全部支給1万40円、一部支給1万30円
- ※第3子以降加算額：全部支給6020円、一部支給6010円
- ※4月分から改定されました。

※所得などで支給停止になることがあります。

●支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)

●対象：20歳未満で心身に障がいがある児童を監護している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいを理由とする年金を受給している方を除く)

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～2級程度の児童

●「脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童」

●手当額(月額)：児童1人につき1万5500円

●対象：20歳未満で心身に障がいがある児童を監護している方(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいを理由とする年金を受給している方を除く)

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●「身体障害者手帳」1～3級および4級の児童

●「愛の手帳」1～3度程度の児童

●手当額(月額)：5万1700円

●手当等級2級：3万4430円

※4月分から改定されました。

※所得制限があります。

●支給月：4月、8月、11月

●対象：乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、各種健康保険に加入している方を助成します。

●対象：児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方

●乳幼児医療費助成制度 医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

●対象：乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、各種健康保険に加入している方を助成します。

●対象：児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方

●乳幼児医療費助成制度 医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

子ども政策課

空き地の適正管理(草刈りなど)をお願いします

これからの季節、空き地などの雑草を放置しておくと、害虫の発生やごみの不法投棄、交通障害、枯草火災の発生の原因となります。住み良い環境づくりのために、空き地の所有者や管理者は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。

※市では、草刈り機の無料貸出を行っています。利用される方はお問い合わせください。

▽問合せ 生活環境課生活環境係

空間放射線量測定結果

4月24日に定点の6か所で測定を行った結果、基準値(毎時0.23μSv)を超える地点はありませんでした。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 生活環境課生活環境係